

平成23年9月27日



東日本大震災及び円高への対応に係る 中小企業資金繰り支援策について

東日本大震災及び円高の影響を踏まえ、平成23年度下半期のセーフティネット保証5号（※1）の対象業種を、原則全業種（82業種）とする措置等を講じることとしましたので、お知らせします。併せて、「東日本大震災復興緊急保証（※2）」及び「東日本大震災復興特別貸付（※3）」につきましても、下半期継続して実施することとしました。

※1：セーフティネット保証5号とは、業況の悪化している業種として指定された業種に属する事業を行う中小企業者であって、経営の安定に支障が生じていることについて、市区町村長の認定を受けた中小企業者を対象に、信用保証協会が借入額の100%を保証（一般保証とは別枠）する制度です。

※2：東日本大震災復興緊急保証とは、東日本大震災によって直接又は間接被害（風評被害を含む）を受けた中小企業者を対象として、信用保証協会が借入額の100%を保証（一般保証とは別枠）する制度です。

※3：東日本大震災復興特別貸付とは、東日本大震災によって直接又は間接被害（風評被害を含む）を受けた中小企業者を対象として、既存の貸付制度に比べて、金利や貸付期間、据置期間等を優遇した貸付制度です。

1. セーフティネット保証5号及び東日本大震災復興緊急保証について

セーフティネット保証5号については、平成23年度上半期は、東日本大震災の影響を踏まえ、原則全業種（82業種）を対象に実施してまいりましたが、平成23年度下半期についても、東日本大震災や円高の影響を踏まえ、引き続き、原則全業種（82業種）を対象に実施することとしました。

また、円高の影響によって、急激に売上高等が減少している中小企業者を対象に、セーフティネット保証5号の利用要件を緩和（※4）することとしました。

なお、東日本大震災復興緊急保証についても、平成23年度下半期は引き続き実施してまいります。

※4：円高の影響によって、原則として最近1か月の売上高等が前年同月比で10%以上減少し、かつ、その後2か月を含む3か月間の月平均売上高等が前年同期比で10%以上減少することが見込まれる中小企業者を対象とする要件を追加。

2. 東日本大震災復興特別貸付について

東日本大震災復興特別貸付は、東日本大震災によって直接又は間接被害（風評被害を含む）を受けた中小企業者を対象として、日本政策金融公庫及び商工組合中央金庫が平成23年5月23日から貸付けを実施してまいりましたが、被害の甚大さを踏まえ、本年度下期も引き続き継続することとしました。

○参考資料

- （別紙1）セーフティネット保証5号の概要
- （別紙2）セーフティネット保証5号の指定業種
- （別紙3）東日本大震災復興緊急保証の概要
- （別紙4）東日本大震災復興特別貸付の概要

（本発表資料のお問い合わせ先）

中小企業庁 金融課 課長 藤木俊光

担当者：（信用補完）伊藤、岡田、田中

（政策金融）伊藤、佐藤、竹田、石塚

電 話：03-3501-1511（内線5271～5）

03-3501-2876（直通）

1. 対象者

業況の悪化している業種として指定された業種（※1）に属する事業を行う中小企業者であって、経営の安定に支障が生じていることについて、市区町村長の認定を受けた中小企業者。

※1：平成23年度下半期は、原則全業種（82業種）を指定。

2. 企業認定基準

- ① 最近3か月間の月平均売上高等が前年同期比5%以上減少している中小企業者。
- ② 製品等原価のうち20%を占める原油等の仕入価格が20%以上、上昇しているにもかかわらず製品等価格に転嫁できていない中小企業者。
- ③ 円高の影響によって、原則として最近1か月の売上高等が前年同月比で10%以上減少し、かつ、その後2か月を含む3か月間の月平均売上高等が前年同期比で10%以上減少することが見込まれる（※2）中小企業者。（※3、※4）

※2：最近2か月の売上高等の実績値とその翌月を含む3か月間の見込み値で認定申請することも可能。

※3：売上高等の減少が円高によるものであることを具体的に記述した書面（理由書）が必要。

※4：③の基準については、平成23年10月以降の認定申請から適用。

3. 保証限度額、保証割合、保証料率

保証限度額：一般保証とは別枠で、無担保保証8千万円、最大で2億8千万円。

保証割合：借入額の100%。

保証料率：概ね1.0%以下。

（注）審査の結果、ご希望に添いかねる場合があります。

セーフティネット保証5号の指定業種

(中小企業信用保険法第2条第4項第5号の指定業種)

指定期間：平成23年10月1日～平成24年3月31日

指定業種における産業分類番号は、旧分類（平成14年3月改訂）にて判断することとする。

通 番	産業分類 中分類番号 (参考)	指 定 業 種
1	02	林業（素材生産業及び素材生産サービス業に限る。）
2	05	鉱業
3	06	総合工事業
4	07	職別工事業（設備工事業を除く。）
5	08	設備工事業
6	09	食料品製造業
7	10	飲料・たばこ・飼料製造業
8	11	繊維工業（衣服、その他の繊維製品を除く。）
9	12	衣服・その他の繊維製品製造業
10	13	木材・木製品製造業（家具を除く。）
11	14	家具・装備品製造業
12	15	パルプ・紙・紙加工品製造業
13	16	印刷・同関連業
14	17	化学工業
15	18	石油製品・石炭製品製造業
16	19	プラスチック製品製造業（別掲を除く。）
17	20	ゴム製品製造業
18	21	なめし革・同製品・毛皮製造業
19	22	窯業・土石製品製造業
20	23	鉄鋼業
21	24	非鉄金属製造業
22	25	金属製品製造業
23	26	一般機械器具製造業

24	27	電気機械器具製造業
25	28	情報通信機械器具製造業
26	29	電子部品・デバイス製造業
27	30	輸送用機械器具製造業
28	31	精密機械器具製造業
29	32	その他の製造業
30	33	電気業
31	34	ガス業
32	35	熱供給業
33	36	水道業
34	37	通信業
35	38	放送業
36	39	情報サービス業
37	40	インターネット附随サービス業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「適正化法」という。）第2条第8項に規定する営業を除く。）
38	41	映像・音声・文字情報制作業
39	42	鉄道業
40	43	道路旅客運送業
41	44	道路貨物運送業
42	45	水運業
43	46	航空運輸業
44	47	倉庫業
45	48	運輸に附帯するサービス業
46	49	各種商品卸売業（適正化法第2条第6項第5号及び第7項第2号に規定する営業を除く。）
47	50	繊維・衣服等卸売業（適正化法第2条第6項第5号及び第7項第2号に規定する営業を除く。）
48	51	飲食料品卸売業
49	52	建築材料、鉱物・金属材料等卸売業
50	53	機械器具卸売業
51	54	その他の卸売業（適正化法第2条第6項第5号及び第7項第2号に規定する営業を除く。）

52	55	各種商品小売業（適正化法第2条第6項第5号及び第7項第2号に規定する営業を除く。）
53	56	織物・衣服・身の回り品小売業（適正化法第2条第6項第5号及び第7項第2号に規定する営業を除く。）
54	57	飲食料品小売業
55	58	自動車・自転車小売業
56	59	家具・じゅう器・機械器具小売業
57	60	その他の小売業（適正化法第2条第6項第5号及び第7項第2号に規定する営業を除く。）
58	67	保険業（保険媒介代理業及び保険サービス業に限る。）
59	68	不動産取引業
60	69	不動産賃貸業・管理業
61	70	一般飲食店（適正化法第2条第1項第1号から第3号まで、第5号及び第6号に規定するものについては、一般大衆向けに主として食事の提供を行うもの（歓楽的雰囲気を伴うものを除く。）に限る。）
62	71	遊興飲食店（適正化法第2条第1項第1号から第3号まで、第5号及び第6号に規定するものについては、一般大衆向けに主として食事の提供を行うもの（歓楽的雰囲気を伴うものを除く。）に限る。）
63	72	宿泊業（適正化法第2条第6項第4号に規定する営業を除く。）
64	73	医療業
65	74	保健衛生
66	75	社会保険・社会福祉・介護事業
67	76	学校教育
68	77	その他の教育、学習支援業
69	78	郵便局（郵便局受託業に限る。）
70	79	協同組合（他に分類されないもの）
71	80	専門サービス業（他に分類されないもの）（興信所のうち、専ら個人の身元、身上、素行、思想調査等を行うものを除く。）
72	81	学術・開発研究機関
73	82	洗濯・理容・美容・浴場業（適正化法第2条第6項第1号に規定する営業を除く。）
74	83	その他の生活関連サービス業（易断所、観相業及び相場案内業を除く。）

75	84	娯楽業（適正化法第2条第1項第7号（まあじゃん屋を除く。）及び第8号（ゲームセンターを除く。）、第6項第2号、第3号及び第6号、第7項第1号並びに第8項から第10項までに規定する営業、競輪・競馬等の競走場、競技団、芸ぎ業（置屋及び検番を除く。）、場外車券売場、場外馬券売場、場外舟券売場並びに競輪・競馬等予想業を除く。）
76	85	廃棄物処理業
77	86	自動車整備業
78	87	機械等修理業（別掲を除く。）
79	88	物品賃貸業（適正化法第2条第6項第5号及び第7項第2号に規定する営業を除く。）
80	89	広告業
81	90	その他の事業サービス業（集金業及び取立業（公共料金又はこれに準ずるものに係るものを除く。）並びに芸ぎ周旋業を除く。）
82	93	その他のサービス業

東日本大震災復興緊急保証の概要①

別紙3

- ・直接被害を受けた中小企業者に加えて、全国的な震災被害対策として、3階建ての信用保証枠を用意。
- ・一般保証とは別枠で、セーフティネット保証、災害関係保証とあわせて、無担保1億6千万円、最大5億6千万円まで利用が可能。

●東日本大震災復興緊急保証

- ①対象：震災被害により、経営に支障を来している次の中小企業者等
 ア. 特定被災区域内(※)で一般の地震・津波等により直接又は間接被害を受けた方
 イ. 原発事故に係る警戒区域・計画的避難区域・緊急時避難準備区域内の方
 ウ. 特定被災区域外で特定被災区域内の事業者との取引関係により被害を受けた方
 等

※ 特定被災区域：東日本財特法第2条第3項に規定する区域(岩手県、宮城県、福島県の全域、青森県、茨城県、栃木県、埼玉県、千葉県、新潟県、長野県の一部の市町村)

- ②保証割合：融資額の100%

別枠

●災害関係保証

- ①対象：・一般の地震・津波等により直接の被害を受けた中小企業者等
 ・原発事故に係る警戒区域・計画的避難区域・緊急時避難準備区域内の中小企業者等

- ②保証割合：融資額の100%

●セーフティネット保証(5号)

- ①対象：業況が悪化している中小企業者(平成23年度下半期は、原則全業種(82業種)。)

- ②保証割合：融資額の100%

別枠

●一般保証

- ①対象：(すべての)中小企業者

- ②保証割合：融資額の80%

セーフティ
ネット保証、
災害関係保
証とあわせ
て、無担保
1億6千万円
最大
5億6千万円

無担保
8千万円
最大
2億8千万円

無担保
8千万円
最大
2億8千万円

無担保
8千万円
最大
2億8千万円

(注) 審査の結果、ご希望に添いかねる場合があります。

東日本大震災復興緊急保証の概要②

利用対象者	要件	内容
① 地震・津波等により直接被害を受けた中小企業者。 (原発事故に係る警戒区域等※2の公示の際に、当該区域内に事業所を有していた中小企業者を含む。)	＜雇証証明書＞ (写しも可) 警戒区域等の事業者は商業登記簿/納税証明書等	1.【対象資金】 事業再建資金その他の経営の安定に係る資金 2.【保証限度額】 ○普通:2億円 ○無担保:8千万円 } 最大2億8千万円 ○無担保無保証人:1250万円 ※災害関係保証、セーフティネット保証と合わせて、無担保で1億6千万円、最大5億6千万円。(一般保証と別枠。)
② 震災の影響により業況が悪化している中小企業者。	＜市区町村長の認定＞ 震災後の最近3か月の売上高等が前年同期比10%▲	ア) 保証割合は融資額の100% イ) 保険てん補率は90%
③ 特定被災区域内の事業者との取引関係により、業況が悪化している中小企業者。	＜市区町村長の認定＞ 震災後の最近3か月の売上高等が前年同期比10%▲ +理由書	3.【保証料率】 0.8%以下
④ 震災災害により風評被害による契約の解除等の影響で急激に売上が減少している中小企業者。	＜市区町村長の認定＞ 震災後の最近3か月の売上高等が前年同期比15%▲ +理由書	4.【保証人】 代表者保証のみ(第三者保証人については、原則不要)
特定被災区域※1		
特定被災区域以外		

※1 特定被災区域(政令指定):災害救助法が適用された市町村等(岩手県・宮城県・福島県の全域、青森県・茨城県・栃木県・埼玉県・千葉県・新潟県・長野県の一部の市町村)。

※2 警戒区域等:警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域。

(注)審査の結果、ご希望に添いかねる場合があります。

東日本大震災復興特別貸付の概要

別紙4

利用対象者	貸付限度額・貸付期間・据置期間	貸付金利
① 今般の地震・津波等により直接被害を受けた中小企業者／原発事故に係る警戒区域等(注1)内の中小企業者	a) 貸付限度額 【日本公庫(中小事業)】 3億円 【日本公庫(国民事業)】 6,000万円 b) 貸付期間 最大20年(設備)、15年(運転) c) 据置期間 最大5年	ア) 金利引下げ措置 ・基準金利(注2)から▲0.5%。 ・ただし貸出後3年間・1億円(国民事業は3,000万円)までは、基準金利から▲1.4%。
② 上記①の事業者等と一定以上の取引のある中小企業者	d) 貸付限度額 【日本公庫(中小事業)】 3億円 【日本公庫(国民事業)】 6,000万円 e) 貸付期間 最大15年(設備、運転) f) 据置期間 最大3年	イ) 金利引下げ措置 ・基準金利(注2)から最大▲0.5%(注3)。 ・ただし貸出後3年間・3,000万円までは、基準金利から最大▲1.4%(注4)。
③ その他の理由により、業況が悪化している中小企業者(風評被害等による影響を含む。) ※上記①②の該当者は、本措置も利用可能。	g) 貸付限度額 【日本公庫(中小事業)】 7億2,000万円 【日本公庫(国民事業)】 4,800万円 h) 貸付期間 最大15年(設備)、8年(運転) i) 据置期間 最大3年	ウ) 金利引下げ措置 期間限定なく、基準金利(注2)から最大▲0.5%(注3)。

(注) 審査の結果、ご希望に添いかねる場合があります。

注1: 警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域

注2: 平成23年9月27日現在、貸付期間5年の場合で、中小事業は1.65%、国民事業は、2.15%。
 (貸付期間が長くなれば金利も上がります。なお、基準金利は毎月1回改定。)

注3: 売上等減少で▲0.3%、雇用の維持・拡大で▲0.2%。
 注4: ▲0.9%は自動的に適用。さらに、注3の引下げが可能。

注5: 商工中金の危機対応業務(中小企業向け)は、中小事業と同様の内容で実施。

注6: この他、地震や津波により工場が全壊した等の事業者向けの利子補給制度等については、次ページを参照。